

大阪市（消）告示第12号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月18日

大阪市消防長 橋 口 博 之

1 防火対象物の所在地

大阪市生野区桃谷4丁目6番13号

2 防火対象物の名称

春夏秋冬ビル

3 命令を受けた者の氏名

株式会社三起 代表取締役 伊草 達矢

4 命令事項

(1) 令和7年6月6日までに、屋内消火栓設備を設置すること

（大阪市火災予防条例第39条第1項第2号）

(2) 令和7年6月6日までに、5階部分に自動火災報知設備を設置すること

（消防法施行令第21条第1項第3号イ）

5 命令年月日

令和7年3月7日

（消防局予防部予防課）